

静岡社会健康医学大学院大学入学料等徴収条例をここに公布する。

令和2年10月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第54号

静岡社会健康医学大学院大学入学料等徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、静岡社会健康医学大学院大学（以下「大学院大学」という。）における入学料及び入学検定料（以下「入学料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学料等の額)

第2条 大学院大学において徴収する入学料等の額は、別表のとおりとする。

(入学料等の徴収)

第3条 入学料は入学の手続を行う際に、入学検定料は入学の願書を受け付ける際に徴収するものとする。

(入学料等の免除)

第4条 知事は、経済的理由により入学料等の納入が困難と認められる者その他特別の理由があると認められる者に対しては、入学料等の全部又は一部を免除することができる。

(入学料等の不還付)

第5条 既納の入学料等は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、既納の入学検定料の全部を還付することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- この条例は、規則で定める日から施行する。
- この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

区分			金額
入学料	学生	県内の者	141,000円
		県外の者	366,600円
	研究生		84,600円
	科目等履修生		28,200円
入学検定料	学生		30,000円
	研究生		9,800円
	科目等履修生		9,800円

備考

- 県内の者とは次のいずれかに該当する者をいい、県外の者とはその他の者をいう。
 - 入学の手続を行う日の属する月の初日において引き続き1年以上県内に住所を有している者
 - 入学の手続を行う日の属する月の初日において配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上県内

に住所を有している者

(3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者に準ずると認める者

- 2 研究生とは、大学院大学の学生以外の者であって、特定の専門事項の研究を行う許可を受けたものをいう。
- 3 科目等履修生とは、大学院大学の学生以外の者であって一又は複数の科目の履修の許可を受けたもののうち、当該科目に係る単位の修得ができる者をいう。